

## 第 6 期 雲南市農業委員会第 4 回総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 13:32~14:52

2. 場 所 市役所 3 階 301 会議室

3. 出席委員 (16 名)

1 番 錦織邦男	2 番 高田 耕	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武
5 番 神田邦昭	7 番 山本裕子	8 番 吉廣丈晴	9 番 佐藤博子
10 番 三原治雄	11 番 吾郷正司	14 番 三島輝昭	15 番 柳原昌広
16 番 嘉本輝雄	17 番 山本博子	18 番 内部武雄	19 番 加藤一郎

4. 欠席委員 (3 名) 6 番 小山益男 12 番 高橋美佐子 13 番 橋本 博

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文 主幹 白築 香

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案の上程

- ・ 議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 37 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・ 議第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・ 議第 41 号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は 16 名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番山本裕子委員、8 番吉廣丈晴委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・ 合意解約届出（農地法第 18 条第 6 項）の受理について</li> <li>・ 農地法第 4 条第 1 項第 8 号（施行規則第 32 条第 1 号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項について</li> <li>・ 会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 ページ「議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。6 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 2 筆。地目は登記簿田、現況荒廃地が 2 筆と、登記簿畑現況荒廃地が 1 筆で合計が 414 ㎡です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「農地付き空き家制度を利用し購入する。申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は全部で 10 アール当たり 360,000 円です 確認は〇〇委員さんです。この農地は農地付き空き家制度で登録されている農地です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△ー△、地目は登記簿現況とも田で面積合計は707㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「営農が困難な為譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。</p> <p>もともと、利用権設定をされ耕作されていた農地で今回は所有権を移転されるものです。土地代は無償で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページ「議第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書8、9ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書9ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△の3筆を加えたいというものです。指定解除については〇〇町〇〇△△-△、〇〇△△-△の2筆については宅地のみでの売買となったため指定解除、〇〇町〇〇△△-△、△△-△の2筆は市内の方の取得で9月許可、〇〇町〇〇△△-△は市内の方の取得でももとは〇〇の方で8月許可、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△の3筆は〇〇県の方の取得で7月許可でそれぞれ農地と空き家の所有権移転が完了したものです。差引、計40筆を区域とするものです。対象物件の詳細は資料No.2の2、3ページをご覧ください。承認を得ることができましたら、平成29年10月19日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.2、1ページのとおり10物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議第38号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書10ページ「議第38号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.9㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山林付近に位置し墓参等に支障があり申請地へ移転したいとのことです。農用地除外の許可は平成29年8月22日に出されており確認は〇〇委員です。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.9㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は急傾斜地の上であり参道は坂道で道幅が狭く墓参に不便な為申請地に設置したいとのことです。農用地除外の許可は平成29年8月22日に出されており確認は〇〇推進委員です。</p> <p>許可条項は申請番号1に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は26㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は進入路で宅地進入路を設置されます。転用理由は、公道から宅地への入り口部分に進入路を設けて利用したいとのことです。始末書が出されており、自宅が昭和56年に農道の用地となり昭和60年に新築移転の際より進入路として利用していたとのことです。農用地除外の許可は平成29年8月22日に出されており確認は〇〇委員です。</p> <p>許可条項は申請番号1に同じです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は361㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は太陽光発電施設設置で太陽光パネル108枚を設置されます。転用理由は、高齢になりまた後継者もない畑としての維持が難しく隣地に雑草等で迷惑をかけることもあり、申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。農用地区外で確認は〇〇推進委員です。</p> <p>農地区分は、申請地が第1種住宅地域に指定されており、都市計画法第7条第1項に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番〇〇です。本日は〇〇委員さんが欠席するとの連絡を受けておりますので補足説明をさせていただきます。□□□□さんより始末書が出ておりますので報告いたします。先ほど状況説明を事務局からされまして、□□さんはこのような始末書を提出しておられます。私も高齢となりこのままではいけないと手続きを依頼しましたが、農用地区域内であることがわかり今年1月に農振除外の手続きを行い、今回農地転用の申請をした次第です。〇〇農免道路の立ち退きとはいえ、農地法に違反し転用したことは誠に申し訳なく深く反省をいたしております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。始末書が出ておりますので報告いたしました。審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に確認委員で補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第38号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第38号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。6件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は607㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は有限会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は、駐車場として駐車区画4台分及び資材置場を整備されます。転用理由は、「事務所近隣で駐車場及び保安設備用の資材置場を整備する」ということです。第1種住居区域に指定されており土地代は10アール当たり7,560,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は都市計画区域内で用途が指定されていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況畑、面積は合計で509㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん△△さん夫婦の共有とされるものです。転用目的は個人住宅の新築です。転用理由は、「現在公営の賃貸住宅に住んでいるが子供が大きくなって手狭となってきており申請地を譲受け個人住宅を新築したい。」という事です。土地代は10アール当たり14,730,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域からは平成19年に除外されております。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。なお、本件については、1種農地に該当することから島根県農業会議の常設審議委員会に諮問を行う案件です。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況雑種地、面積は26㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画2台分を整備されます。転用理由は、「自宅の駐車場として利用する。」という事です。始末書が提出されておりました平成9年から分からずに利用してきてしまったという事です。第1種住居区域に指定されており、土地代は10アール当たり17,300,000円で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は都市計画区域内で用途が指定されていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は13㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。さきほど4条の申請番号3番で審議された場所と併せて宅地進入路とされていたものです。□□さんの土地であることからこの土地については5条による許可申請となっております。転用目的、転用理由、始末書については4条で説明したとおりです。農用地区域からの除外についても同様平成29年8月許可です。土地代は10アール当たり100,000円で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑、面積は13㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「宅地への進入路がせまく隣接地と合せ整備する」ということです。土地代は10アール当たり770,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は106㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画2台分を整備されます。転用理由は、「自宅駐車場が足りないため、申請地を譲受け駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で譲渡人である□□□□さんは高齢の一人住まいで管理もこれまで譲受人である△△△△さんがされていたということで無償による譲り渡しということでした。確認は〇〇推進委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上6件についてご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>



発信者	議 事 録 要 旨
7 番	<p>7 番〇〇です。3 番の案件についてですが、先ほど事務局から話がありましたが、始末書が提出されております。預かってきておりますので読ませていただきます。このたび、農地法第 5 条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、平成 9 年から駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。と出ております。どうかご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 4 番の案件はどうでしょうか。始末書が付いていますが。</p>
事務局	<p>先ほどの 4 条と同じです。</p>
議 長	<p>同じですからよろしいですね。 変なことを聞きますが、新しい委員さんは許可条項のことがわかりますかね。代替性なしとか、集落接続とかの話が出てきますがわかりますかね。事務局で法令の例規集があったが、三段表が、あれを次回に作って、先輩の委員さんはみんな知っておられるが、復習も含めて全員に配ってあげたほうがいいみたい。許可条項を今言っておられても、法律が理解できておらなければ何を言っておられるかという感じですから。三段表を用意して全員に、経験のある委員さんは知っておられると言われるかもしれませんが復習のために。お願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。が、質疑はございませんか。  (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 3 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号 1 番及び 3 番から 6 番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番及び3番から6番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議題40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。17ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件の合計3件の申請です。</p> <p>借受人が3戸となっております。〇〇町の1件は中間管理機構が借り受けるものですが地元の法人さん〇〇さんが借り受けを予定されているものです。この法人は今年1月に設立された法人で整備が整った圃場から順次利用権設定されています。これまで、3月でまとまった農地を借り入れられていますがこの3筆については所有者さんの所有権移転の関係でこの時期の設定となったものです。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時25分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。〇〇</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	町より順次発表願います。
7 番	7 番〇〇です。〇〇町この案件につきまして妥当と判断いたしました。よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。次に〇〇町お願ひします。
1 6 番	1 6 番〇〇です。1 件ございますが許可妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。次に〇〇町お願ひします。
1 番	1 番〇〇です。〇〇町も1 件ですが妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、「議題41号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
	(案) について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>「議第41号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」ご説明いたします。議案書20ページから記載しております。</p> <p>初めに、内容の説明に入ります前に、指針の策定に至る経過を説明させていただきます。この指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に、農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるよう努めなければならないと規定されております。一つは、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標で、もう一つが、区域内における農地等の利用の最適化の推進方法です。目的と方法、この二つを指針で定めるものであります。</p> <p>法律には、指針を定めるよう努めなければならないと努力目標であります。農地等の利用の最適化交付金の交付を受ける要件として、農業委員会がこの指針を策定していることが、交付金を受ける必須の要件となっております。このことから、この指針を策定するものです。</p> <p>なお、指針の策定にあたりましては、推進委員の意見を聴くことが法第7条第2項に規定されており義務付けられております。先月の総会後におこないました、農地パトロール推進会議で農業委員さん推進委員さんに説明させていただきました。現在までにご意見があったものを含め、一部修正加筆をしております。</p> <p>また、今回示しております指針(案)の体裁につきましては、全国農業会議所がひな形を示しており、それに基づいて雲南市の実情、数値を記載しております。数値については、農業委員会が年度ごとに目標及びその達成に向けた活動計画を作成し公表しています数値と、農林振興部農政課が平成26年9月に策定しています、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中に、平成36年度の目標数値が示されておりますので、それらとの整合を諮って数値を記載しておりますのでご承知おきください。今回正式に議題として上程いたしますので、審議の程よろしく願います。</p> <p>内容につきましては、前回説明をしておりますので、要点を絞って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは議案書20ページをご覧ください。第1基本的な考え方であります。法改正により農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられました。農地等の利用の最適化の推進が具体的にどういった意味かを本文2行目に追加記載しました。農地等の利用の最適化の推進の後にカッコ書きで、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等、による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を言う。と法第6条第2項に規定されており、このことを追加しております。</p> <p>次の段落の、本市は、のところは、雲南市の農業の厳しい状況を記載しており、地域の特性を考慮しながら活力ある農業、農村を築くため、農業委員と推進委員が連携し農地等の利用の最適化を進めるとしてあります。</p> <p>後半の段落の、なお、のところから以降は、この指針は国が定める「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、指針で示す目標値については、平成35年度末を目標とし、農業委員、推進委員の改選期である3年ごとに見直すことにしています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>従いまして、この指針で示す目標年度等につきましては、すべて平成36年3月としております。</p> <p>次に、第2具体的な目標と推進方法についてであります。</p> <p>まず、一番目の遊休農地の発生防止・解消目標についてです。議案書20ページ下の表をご覧ください。</p> <p>遊休農地面積（B）欄をご覧ください。現状遊休農地44.7haから、目標年次の平成35年度末を22.3haとしております。国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の運動目標では、平成35年度末までに遊休農地の面積は「ゼロ」としてありますが、現状において「ゼロ」を目標数値にすることは、現実的ではないと考えており、遊休農地の年度ごとの減少を勘案し、現状の半分を目標に設定いたしました。次に、議案書21ページの3行目、遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法についてであります。3点記載しております。</p> <p>一つ目が、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、二つ目が、農地中間管理機構との連携について、三つ目が、非農地判断についてであります。それぞれの説明については割愛させていただきます。</p> <p>次に、二番目の担い手への農地利用の集積・集約化についてであります。議案書21ページの中ほどです。担い手への農地利用の集積目標について、集積面積（B）をご覧ください。現状集積面積514haから、目標年次の平成35年度末を952haとしております。</p> <p>この目標数値につきましては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を平成26年9月30日に雲南市として策定しており、この数値を目標数値にすることで、整合性を図ったところによるものです。</p> <p>次の、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法についてであります。2点記載しております。一つ目が、関係機関等との連携による利用集積の推進について、二つ目が、農地の利用調整と利用権設定についてであります。それぞれの説明については割愛させていただきます。</p> <p>次に、三番目の新規参入の促進についてであります。議案書21ページ一番下から22ページです。新規参入の促進目標ですが、議案書22ページの表をご覧ください。</p> <p>現状の個人・法人につきましては、平成28年度の実績値を記載しており、目標年次の平成35年度末を、個人では3人の2ha、法人では17法人とし、取得面積は0haとしていますが、これは農事組合法人については、利用権設定による借り入れはあるものの農地を取得されることはない想定し、また農業に参入する企業の進出もないものと想定し、目標値を0haと設定しております。</p> <p>この数値につきましても、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく新規参入目標を記載し、整合性を図ったところによるものです。</p> <p>次の、新規参入に向けた具体的な取り組み方法についてであります。2点記載しております。一つ目が、関係機関との連携、二つ目が、農業委員会のフォローアップ活動についてであります。それぞれの説明については割愛させていただきます。</p> <p>以上、審議の程よろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。
4 番	4 番〇〇です。文言についてですが、21ページの下から8段目に、担い手育成支援室とあり、22ページの下から5段目に、担い手支援室となっていますが、正式にはどちらで、それに合わせた方がよろしいかと思っておりますのでお聞きしたいです。
事務局	先ほどご質問がございましたが、正式には21ページに記載している、担い手育成支援室でありますので、22ページのところで育成が落ちているということですので、訂正させていただきます。ご指摘ありがとうございました。
議 長	他に質疑はございませんか。
議 長	これをきちっとやっておかないと、交付金が年度末にこないということですね。
事務局	そうです。
2 番	2 番〇〇です。この指針は農業委員会で決まった後はどういうふうにして周知するようになりますか。公示されるのか。
事務局	これは、公表するということになっております。法に記載がございますので、公表となりますと多くの自治体がホームページにアップをしておりますので、雲南市も載せていきたいと思っております。
議 長	農業委員会は全て基本公開が原則で、この会の議事録も全て公表されておりますので、またみなさんご覧いただきたいと思えます。
1 8 番	1 8 番〇〇です。前からのことですが、ここに載っていますが、管内の農地面積や荒廃面積とか出ておりますけれども、実際問題この間パトロールをしていただいておりますけれども、今まで荒廃していたところが、復旧して耕作されるという可能性はほとんど100パーセント近くないと思っております。それが、どんどん余計になっておるわけですので、ここではゼロに近いほうにせということになっておりますけど、実際にそういう可能性はない訳でして、ここに書いてありますが、要するに駄目なところは駄目として、非農地化するということで、農地から外してしまうと、分母からなくしてしまうということしかない訳でして、これの対応をどうしたらよいか、今から考えていかなければならないと思えます。一斉にするわけにもいかないし。去年でしたかいね。
議 長	やっております。〇〇委員さんたちにお願ひし〇〇や〇〇〇の方とか。
2 番	〇〇や〇〇の方もやられております。

発信者	議 事 録 要 旨
18番	その地域、集落というやら、まとめてでも少しずつやっていかないといつまで経っても一緒なことになるような気がします。
議 長	事務局の取組みの思いは。非農地化をどうするか。もう作らないところの耕作放棄地を非農地化にする取組みをどう考えているということだ。
事務局	<p>農地パトロール、今大変お世話になっておりまして、随時提出いただきありがとうございます。農地パトロールの中で、AとかBとかということで判断いただいたものがありますが、その中でBが荒廃農地、赤の農地になります。赤の農地については、一応指導ということではその年内に非農地判断をしてくださいと言われております。農業委員会の総会で非農地判断をすれば一方的に非農地として通知することができるというふうになっております。ただ、そこまでこちらの方ではしておりません。これまでも非農地、赤になった部分について、もう一度地元の農業委員さんと現地を確認して、これはもう確実だなというところを非農地判断していただけるように資料をそろえて総会に上程しているという状態です。それは慎重にやっているということで、法的には一方的に非農地通知していいですよということになっています。ただ、非農地通知を一方的にやるということにする前に、こちらの方ではそれぞれ所有者の方々に非農地判断していいですか、というふうに事前確認の文書も送っております。他にも一括して、例えば1000件とか、一括して送っておられるところもありますが、そういうことをすると後から勝手に非農地にして、みたいなことを言われて、かなり電話がじゃんじゃん鳴っているというところもありまして、そのへんのところは今回こういう指針が出たところで、国の方から出たところで、やり方というところは今のやり方が一番慎重なやり方ですけれども、やっぱり数ができるのか、限られてくるということがあります。こちらのところについてももう少し検討させてもらって、相談をさせてもらって、非農地判断なるべくやっぱりやっていった方がいいものなので、意見を聞きながらやり方を変えていくということになるかどうかわかりませんが、またそういう機会に相談させていただければと今は思っているところです。</p>
議 長	他に質疑はございませんか。
5番	5番〇〇です。文言のことでお聞きしたいですが、20ページの上から8行目ですが、農業者の高齢化及び農林作物等への獣被害となっていますけれども、水稻以外で転作をしておられる例えば蕎麦とか大豆を作っておられるとか、やっぱり鳥の被害がすごく多いんです。こういうことを考えると鳥獣被害がいいんじゃないかと思えます。事務局の方で検討してみてください。
事務局	〇〇委員おっしゃいます通りだと思っております。こちらの方で今ご意見ございませうように鳥獣という表現に改めていきたいと思っております。ありがとうございました。
議 長	他に質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
8 番	<p>8 番〇〇です。3 番目の新規参入の促進についての項目で、一番最後の括弧 2 の 2 番のところ、農業委員会のフォローアップということで、参入後のフォローアップに努めるっていうたいかたがしてあるんですが、非常にぼんやりとしているという気がして、例えば今既に具体的に何か進めているという方法とかそういった取り組みとかがあるのか、もしくは今後の考えがあるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。特に今こういうふうにしていくという考えは今現在ございませんで、これにつきましては勿論大切なことでございますので、どういうこととなるか前向きに検討していきたいと思っています。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>近年の新規参入の例でもあれば話してあげて。近年は無いですかね。新規参入は。あまり聞かんね。新規参入の定義、位置づけもあると思うが、国の求めている新規参入というのは、どっちかいうと他業種やイオンなどの大きなところ、直営農場みたいなところを捉えております。出雲や安来はこれがあります。場所は良いので。他の企業が入っております。ところが雲南市は圃場の関係やら条件から中々新規参入に結びつくところが、大口の分は聞かんですわ。細かいのがあるかわからんですが、国は他の業種から農業以外の者からどんどん参入させれと、いうふうに言っていますけれど、これも条件が整わないと中々できんというのが実態ですわ。本当のところは。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 4 1 号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」は、先ほどの修正を含めて決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、「議第 4 1 号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」は、修正を加えたうえでの原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>



発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ご起立下さい。            一同互礼。            ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。  <b>【その他事項】</b>            (1) 農地中間管理事業について            (2) 農地取得「下限面積」の変更について            (3) 今年度の「雲南市農業振興施策に関する意見書」について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_